

# 居宅介護支援重要事項説明書

〈 令和6年4月1日現在 〉

## 1. 法人の概要

名称・法人種別	静岡県厚生農業協同組合連合会
代表者役職・氏名	代表理事理事長 荒田 庄治
所在地	静岡県静岡市駿河区曲金三丁目8番1号
電話番号	(054) 284-9864
定款の目的に定めた事業	1.医療に関する事業 2.保健に関する事業 3.老人の福祉に関する事業 4.前各号の事業に附帯する事業

## 2. 事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業所の名称およびサービス提供地域

事業所名	J A静岡厚生連 中伊豆温泉病院
所在地	伊豆市下白岩 75
介護保険指定番号	居宅介護支援 (静岡県 2210310179号)
サービスを提供する地域 *	伊豆市(土肥地区を除く) 伊豆の国市大仁地区(田中山・浮橋・長者ヶ原・田原野地区を除く)

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者 主任介護支援専門員	社会福祉士 歯科衛生士	1名	0名	管理業務 及び 居宅介護支援	1名
主任介護支援専門員	看護師	1名	0名	居宅介護支援	1名

### (3) 営業時間

平日(月～金)	午前8時30分 ～ 午後5時
土(第1・3)	午前8時30分 ～ 午後12時30分

\* 祝・祭日、年末年始、開院記念日及び第2・4・5土曜日を除く。

\* 緊急連絡電話 中伊豆温泉病院 (0558) 83-3333

#### (4) 運営方針

- ①事業所は、要介護者等が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- ③事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- ④事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、及び介護保険施設等との連携に努めるものとする。

#### (5) 居宅介護支援の実施概要等

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② サービス事業所との連絡調整・介護保険施設等の紹介
- ③ 要介護認定申請の代行
- ④ 市からの委託を受けて行う訪問調査

### 3. 居宅介護支援の内容

#### (1) 契約作成申し込み

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がご自宅にお伺い致します。契約を締結した後、サービスの提供を開始いたします。

- (2) 情報収集・課題の把握
- (3) 居宅サービス計画書の作成
- (4) サービス担当者会議の開催・サービス事業者との連絡調整
- (5) サービス実施状況の把握・評価
- (6) 介護保険施設等への紹介
- (7) 給付管理
- (8) 要介護認定申請に対する協力・援助
- (9) 相談業務

#### \* サービスの終了

- ①利用者はいつでも契約を解約することができ、料金はかかりません。  
利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、申し出があった場合には、介護支援専門員を変更することができます。
- ②当会の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。
- ③自動終了  
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
  - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援（1・2）と認定された場合

- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

利用者やご家族などが当会や当会の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

サービス利用にあたっての禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故意による暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為。</li> <li>・パワーハラスメント・セクシュアルハラスメント、ストーキングなどの行為。</li> <li>・サービス利用中に本人以外の写真や動画等を撮影・録音すること及びこれらをインターネット等に掲載すること。</li> </ul>
------------------	---

4. 利用料金

要介護認定等を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

ただし、利用者の保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当会からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、各市町村の介護保険の窓口へ提出しますと、全額払戻しを受けることができます。

(1) 居宅介護支援費

介護支援専門員1人あたりの利用者数	要介護1・2	要介護3～5
45人未満の部分	1086単位	1411単位
45人以上の場合において、45人以上60人未満の部分	544単位	704単位
45人以上の場合において、60人以上の部分	326単位	422単位

\* 上記単位数に、特別地域居宅介護支援加算15%が加算されます。

(2) 加 算

居宅介護支援費に付随するもの	特定事業所加算Ⅰ	519単位
	特定事業所加算Ⅱ	421単位
	特定事業所加算Ⅲ	323単位
	特定事業所加算A	114単位
	特定事業所医療介護連携加算	125単位
その他ケースに応じ適応するもの	初回加算	300単位
	入院時情報連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	200～250単位
	退院・退所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)	450～900単位
	ターミナルマネジメント加算	400単位
	緊急時居宅カンファレンス加算	200単位
	通院時情報連携加算	50単位

(3) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

サービス提供地域の境界から片道10km未満	500円
片道10km以降10kmごと	500円加算

#### (4) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、料金はかかりません。

ただし、契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合、介護保険請求と同等の金額をお支払いいただきます。

要介護1・2	12490円
要介護3・4・5	16230円

#### (5) その他

\* 料金が発生する場合、1ヶ月ごとの精算とし、毎月20日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。お支払いは、現金でのみお願いいたします。

\* 病院もしくは介護保険施設等から退院又は退所する利用者が、医師より一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断された時には、「居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院等のケアマネジメント等を行ったが利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった」場合においても、必要な書類の整備を行っているケースについては、利用料を算定させていただきます。

### 5. 居宅介護支援の利用にあたって

(1) 利用者は、居宅サービス計画作成の際、複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めること、居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

(2) 回復の見込みがないと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

### 6. 居宅介護支援の提供の留意点

(1) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、過去6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合を利用者に説明します。この情報は、介護サービス情報公表制度においても公表をしております。

- (2) 入院時には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため早期に病院等と情報共有をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- (3) 利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、虐待の発生または、その再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めるなどの必要な措置を講じます。

虐待防止に関する担当者	古 屋 千佳子
-------------	---------

- (4) 災害や感染症が発生した場合についても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように計画等の策定、研修の実施、訓練を実施いたします。
- (5) 感染症の予防とまん延の防止のため、院内感染対策委員会・院内感染マニュアルに沿って利用者の安全確保を図ることとしていきます。
- (6) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明をし、同意を得たうえで、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録に残します。

7. サービス内容に関する苦情

(1) 利用者様相談・苦情担当

居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当者		電話番号
古 屋 千佳子	居宅介護支援事業所	(0558) 83-1820
梅 原 雄 一	JA 静岡厚生連 中伊豆温泉病院 総務課	(0558) 83-3333

(2) その他

当事業所以外に・市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

伊豆市	健康長寿課 介護保険スタッフ	(0558) 74-0150
伊豆の国市	長寿福祉課 介護保険係	(0558) 77-8009
静岡県国民健康保険 団体連合会	介護サービス苦情相談窓口	(054) 253-5590

### (3) 苦情解決の方法

#### ①苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより担当者が随時受け付けます。

#### ②苦情受付の確認

担当者は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

#### ③苦情解決のための話し合い

担当者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

#### ④当会で解決できない苦情は、行政機関その他苦情受付機関に申し立てることができます。

## 8. 事故発生時の対応

事業者は、居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、次のとおり迅速かつ適切な対応により円滑かつ円満な解決に努めます。

### (1) 利用者及び契約者への対応

#### ①最善の処置

事故が発生した場合、利用者に対して可能な限りの緊急処置を行います。

速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を行います。

#### ②報告

しかるべき処置をした場合は管理者及び主治医に報告します。

#### ③利用者及び家族への説明

処置が一段落したら、速やかに利用者や家族等に誠意を持って説明し、申出についても誠実に対応します。

#### ④損害賠償

事故により事業所が賠償責任を負った場合は、誠意を持って利用者に対して補償します。

#### ⑤事故記録と報告

利用者への処置が完了した後、速やかに事故報告書を作成し再発防止対策に努めます。

### (2) 行政機関への報告

重大な事故や死亡事故などの事態が発生した場合は、速やかに関係機関へ報告します。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 伊豆市下白岩 7 5

名 称 J A 静岡厚生連 中伊豆温泉病院 印

説明者

所 属 居宅介護支援事業所

氏 名

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 印

(代理人) 住 所

氏 名 印